

豊見城市災害見舞金等支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害により被害を受けた市民（以下「り災者」という。）に対して見舞いの意を表するとともに、その物的又は精神的被害を緩和するための一助として災害見舞金等を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は火災等により生ずる被害をいう。

(種類及び支給対象者)

第3条 災害見舞金等の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 災害見舞金 災害により負傷した者（1月以上の治療期間を要するものに限る。以下同じ。）

及び住家に被害を受けた者

(2) 死亡弔慰金 災害により死亡した者の遺族

(死亡弔慰金を支給する遺族)

第4条 死亡弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者に限る。）に対して、死亡弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父

母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、死亡弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(被害の認定基準)

第5条 被害の認定基準は、別表のとおりとする。

(災害見舞金等の額)

第6条 災害見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 人的被害 負傷した者1人につき2万円

(2) 住家の被害 1世帯(戸建て住宅にあっては1軒)につき次の表に定める額

被害の程度 世帯構成	全壊	半壊	床上浸水
1人世帯	30,000円	15,000円	10,000円
2人以上世帯	50,000円	25,000円	20,000円

2 死亡弔慰金の額は、死亡した者1人につき5万円とする。

(支給の手続)

第7条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、災害の発生した日から30日以内に災害見舞金等支給申請書(別記様式)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、当該期限を超えて提出することができる。

(支給の方法)

第8条 災害見舞金等は、直接死亡した者の遺族又は災者に支給するものとする。

(支給の制限)

第9条 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和63年沖縄県市町村総合事務組合条例第7号)の規定により沖縄県市町村総合事務組合から災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給されるとき、又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の規定により被災者生活再建支援金が支給されるときは、災害見舞金又は死亡弔慰金は支給しない。

2 災害による被害が災者の故意又は重大な過失によるときは、当該災者に係る災害見舞金等は支給しない。

(支給の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の支給を受けた者があるときは、その額の全部又は一部をその者に返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、災害見舞金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に市長の定めるところにより行われた災害見舞金等とその目的を同じくする給付金の支給については、この告示の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないものとする。

災 害 見 舞 金 等 支 給 申 請 書

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所

氏 名

連絡先

次のとおり災害見舞金等の支給を申請します。

災害見舞金等の種類	金 額	備 考

災害の状況

1 災害発生日時

場所

2 災害の原因

3 り災世帯の状況

住 所					
り 災 住 家 の 状 況	構 造	補強コンクリートブ ロック・コンクリート・ 木	屋 根	スレート・スラブ・かわ ら・トタン・かや	
	被害の程度	全壊、半壊、床上浸水			
り 災 世 帯 員 の 状 況	氏 名	生年月日	続 柄	職 業	備 考

添付資料

- (1) 死亡者については、死亡届の写し（原本証明）、遺族としての関係を証明できる戸籍謄本又は住民票謄本
- (2) 負傷者については、医師の診断書（治療期間が確認できる内容が記載されたもの）
- (3) 住家については、罹災証明書
- (4) 災害見舞金等の口座振込申出書（別紙）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(別紙)

災害見舞金等口座振込申出書

住 所

氏 名



連絡先

下記口座に振込をお願いします。

口 座 振 替 申 出 表 示	
金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

※連絡先は必ず記載すること（携帯電話等を不所持の場合は家族等のものでも可）。

※通帳の写し（表紙及び表紙裏面）を添付すること。